

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	A 2 : 訪問型サービス(独自) A 6 : 通所型サービス(独自)	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等ベースアップ等支援加算」 「1 : なし」 「2 : あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。